

「よなごを元気に！飲食店応援事業」参加店舗の募集について

米子市経済部商工課

よなごを元気に！飲食店応援事業を実施いたしますので、以下ご確認のうえ、参加についてご検討くださいますようお願いいたします。

1 事業の目的・概要

米子市内で新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ営業されている飲食店を参加対象とし、消費喚起を目的として実施する割引キャンペーン事業です。

市内の飲食店でお客様が飲食された際の代金から500円を割引していただき、この割引額について、米子市が負担するものです。

なお、割引にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点等から一定の条件を設定します（「4 割引条件」参照）。

2 事業期間 令和3年9月21日（火）～11月30日（火）

3 参加条件

以下を満たす飲食店（飲食物を調理し、その場で不特定の客に飲食をさせる店舗をいいます。入浴・宿泊など他のサービスとの併用が必須であるものは含みません）が対象です。

- ① 「新型コロナ安心対策認証店」又は「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」として鳥取県の認証（登録）を受けていること。
- ② 米子市内に所在していること。
- ③ 接待を伴う店舗の場合、「新型コロナ安心対策認証店」であること。

4 割引条件

以下の全ての条件を満たすお客様が飲食店を利用され、飲食店に対し条件を満たすことを申告し、申込書（見本別添）を提出された場合、割引対象とします。

- ① 1人あたり税込1,000円以上の飲食を、その飲食店が管理する区内ですること
- ② グループの場合、4人以下での利用であること
- ③ グループの場合、その全員が同居や同一職場などの理由で日頃から（週3回程度以上）対面しているメンバーであること
- ④ 米子市民が飲食をすること（グループの場合、うち1人以上が米子市民であること）

5 米子市負担額の上限

以下のとおり、本事業において米子市が負担する割引総額の上限を店舗ごとに設けます。この上限額に達した日を最終日として、その店舗における割引を終了してください。

- ① 飲食店が「新型コロナ安心対策認証店」である場合 …60万円
- ② 飲食店が「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」である場合 …20万円

※本事業に係る市の予算を補正し増額したため、上限額が増えております。当初の額とは異なりますのでご注意ください

※上限額に達した当日中の割引額は、上記金額を超えて米子市で負担します。

※「協賛店」として本事業に参加し、事業期間中に「認証店」として認証を受けた場合は上限額を変更します（「7 Q&A」Q5 参照）

6 参加手続

「よなごを元気に！飲食店応援事業に係る覚書」を確認のうえ、内容に同意いただき参加を希望される場合は当該覚書（2枚）へ記名押印し、添付書類とあわせ、米子市商工課へ郵送してください。

市の確認の後、店頭掲示用のポスターなど必要物品一式を店舗宛てお送りいたします。

この必要物品が到着した日から、割引を開始いただけます。


【返送書類】

- ・よなごを元気に！飲食店応援事業に係る覚書 ※2部送付してください
- ・よなごを元気に！飲食店応援事業 参加店舗届出書
- ・よなごを元気に！飲食店応援事業 米子市負担金振込口座登録用紙
- ・口座登録用紙に記載した口座の確認ができる書類（通帳表紙とその裏面の写し等）

7 Q&A

Q 1 事務の都合上、法人単位でなく、店舗単位で参加申請をしたいのですが可能ですか？

A 1 可能です。この場合は店舗の代表者名で申請をしてください。

(例：米子市加茂町 1-1 ヨネギーズ食堂 店長 米子太郎 印 )

Q 2 他の割引との併用は可能ですか？

A 2 他の割引を、本事業による割引と併用いただくことは可能です。

この場合、本事業の適用条件である「1人あたりの会計額が1,000円以上であること」については、他の割引を実施する前の金額で判定をしていただいて構いません。

(当該条件を満たすことを目的した、形式のみの割引をすることは固く禁止します)

Q 3 金券との併用はできますか？

A 3 使用される金券のルールで禁止されていなければ、併用可能です。

この場合、まず本事業による割引を行った後、残りの会計額について金券で支払うこととし、釣り銭が発生した場合の取扱いは各金券のルールに従ってください。

Q 4 精算の方法とスケジュールは？

A 4 請求書とお客様に記入いただいた申込書を郵送にて市へご提出ください。新型コロナウイルス感染拡大防止及び事務負担軽減のため、窓口での受け取りはいたしませんので、予めご了承ください（切手不要の返信用封筒をお渡しします）。

スケジュールについては原則、月2回14日と29日（土日祝日にあたる場合はその直前の営業日）の振込とし、当該振込日から起算して10日前（必着）までに換金申込みをいただいたものについて、登録口座に振り込みます。

Q 5 新型コロナウイルス感染予防対策協賛店として本事業に参加し、割引額が20万円に達していたので割引を終了しました。しかし事業の期間中に新型コロナ安心対策認証店として認証を受けました。上限額は60万円に変更され、割引を再開できますか？

A 5 上限額を変更し、割引を再開いただけます。市にご一報ください。

- Q 6 4名のグループで来店された方が2, 000円の飲食をされました。
この場合4名のうち2名分(1, 000円)のみの割引をすればよいですか？
- A 6 この場合割引はできません。
グループの人数×1, 000円以上の飲食をしていただくことが割引条件です。
- Q 7 5名の家族(子どもを含む)で来店されました。割引はできますか？
- A 7 この場合割引はできません。4名までのグループで来店された方が割引対象です。
例外として、小さなお子様で離乳食等を持ち込んで召し上がる場合(店のものを飲食しない場合)は人数に含めない取り扱いとしていただいております。